

<報道発表資料>

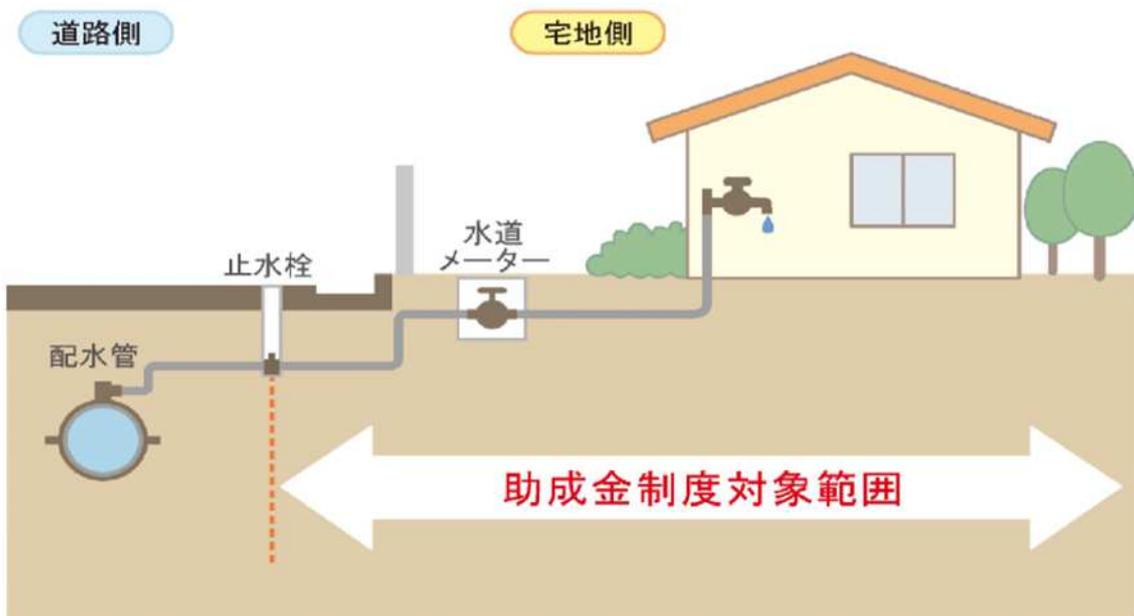
令和8年3月16日
京都市上下水道局水道部水道管路課

鉛製給水管取替工事助成金の申請受付開始

京都市上下水道局では、漏水を防止し、安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、鉛製給水管（以下「鉛管」という。）の解消を目指し、鉛管の取替工事に対する助成金制度を設けています。

この度、令和8年度の助成金の申請受付を開始します。

助成対象範囲の図（止水栓から宅地側）



【助成金の概要】

- 受付期間
令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）
- 助成対象
 - ・ 対象者
京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者

- ・ 対象工事
宅地内の給水装置（敷地境界から蛇口等まで）の鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事（漏水修繕時に鉛管を取り替える工事を含む。）

- 助成金額
対象となる工事1件につき、工事費の2分の1
※ ただし、上限額 150,000 円
※ 本助成金制度は京都市の令和8年度予算の成立が前提で、40件程度を予定しています。

- 申請方法
お客さまから工事の依頼を受けた京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が、給水装置の所有者に代わり申請します。
指定業者は、上下水道局のホームページでご確認ください。
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000007136.html>

<鉛管からの鉛の溶出について>

昭和60年以前の建築物には、水道メーターの前後に鉛管が使われている場合があります。京都市が実施している調査の結果から、日々の通常の使用状態では、水道水の水質基準項目である「鉛及びその化合物」の基準値「0.01 mg/ℓ 以下」に適合しており、安全性に全く問題はありません。

しかしながら、長時間水道を使用されなかった時の溜まり水には、鉛がわずかに溶出することがあるため、バケツ一杯程度（約10ℓ）を飲み水や炊事以外の用途に使用することをお勧めしています。また、より安心してお使いいただくため、鉛管の取替えをお勧めしています。

<お問合せ先>

京都市上下水道局水道部水道管路課

電話：075-672-7749